

## 札幌市環境影響評価条例・規則の改正案に対する ご意見の概要と市の考え方について

「札幌市環境影響評価条例・規則の改正案の概要」について、平成 25 年 1 月 31 日から平成 25 年 3 月 1 日までの約 1 ヶ月間、市民の皆様からの意見募集を実施いたしました。

本資料にて、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をご報告いたします。今後とも、札幌市の環境影響評価行政の推進にあたり、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【該当ページ】

- 意見募集実施の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方・・・・・・・・ P2
- 提出議案（札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例案）・・ P3～P19

平成 25 年（2013 年）5 月  
札 幌 市

## 意見募集実施の概要

### 1 実施期間

平成 25 年 1 月 31 日（木）～平成 25 年 3 月 1 日（金）：30 日間

### 2 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX、持参

### 3 資料配布・閲覧場所

- (1) 札幌市役所本庁舎（中央区北 1 条西 2 丁目）  
2 階 行政情報課      12 階 環境対策課（環境共生推進担当）
- (2) 各区役所総務企画課広聴係
- (3) 札幌市環境プラザ（北区北 8 条西 3 丁目 札幌エルプラザ 2 階）

### 4 意見提出者概要

提出者数： 1 名

件数： 2 件

#### (1) 提出方法別提出者数

提出手段	人数
電子メール	1 名
郵送	0 名
FAX	0 名
持参	0 名
合計	1 名

札幌市環境影響評価条例・規則の改正案の概要についての意見の概要と

それに対する市の考え方

意見の内容	市の考え方
<p>(ご意見)</p> <p>・手続きの対象となる事業については、「第1種事業」と特定地域で実施される場合(スクリーニング)となっていますが、その特定地域の拡充を望みます。</p> <p>(理由)</p> <p>・現在指定されている特定地域は、山地や丘陵地かと思われませんが、札幌市にて進めている生物多様性さっぽろビジョンでは、札幌市をゾーニングし、それぞれのゾーンで望ましい姿が述べられております。よって山地や丘陵地だけではなく、多様な環境毎に保全を推進すべきと考えますので(例えば湿地や河畔林など)、そういったエリアの抽出を行い、特定地域として追加すべきと考えます。</p>	<p>札幌市環境影響評価条例では、対象事業として、環境影響評価法と比べて規模の小さい「第一種事業」を規定し、札幌市内全域において、環境影響評価手続きを行うこととしております。</p> <p>第一種事業よりさらに規模の小さい第二種事業が特定地域で実施される場合は、環境影響評価の必要性を個別に判定することとしており(スクリーニング)、多様な環境の保全に十分に配慮していると考えますが、特定地域の拡充については、今後の課題とさせていただきたいと思っております。</p>
<p>(意見)</p> <p>・環境影響評価図書をインターネットでの公表を義務づけていますが、それら公表されたものは、別途札幌市においても保管・インターネット公表できる仕組みづくりをお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>・インターネット公表については、事業者によるものであり、環境影響評価が終了した後は、インターネット公表の義務はなくなります。従いまして将来的には環境影響評価図書を確認できない可能性があります。よって札幌市がその部分の担保をとり、環境影響評価図書を含め、一連の手続きについて保管・インターネット公表を行うべきと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業ごとの一連の環境影響評価手続きの確認が可能となるよう、環境影響評価図書の保管・インターネット公表の仕組みづくりについて、検討を行ってまいりたいと考えております。</p>

## 提出議案

議案第8号

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例案

平成25年(2013年)5月30日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例

札幌市環境影響評価条例(平成11年条例第47号)の一部を次のように改正する。

### (1) 目次中

「第4章 準備書の作成前の手続

第1節 特定地域における第二種事業に係る判定(第7条)

第2節 方法書の作成等(第8条―第14条) を

第3節 環境影響評価の実施等(第15条・第16条) 」

「第4章 方法書の作成前の手続

第1節 配慮書(第6条の2―第6条の13)

第2節 特定地域における第二種事業に係る判定(第7条) に、

第5章 方法書(第8条―第14条)

第6章 環境影響評価の実施等(第15条・第16条) 」

「第5章」を「第7章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に、「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に、「第13章」を「第15章」に改める。

(2) 第2条第2項中「この条例」の次に「(この項及び第53条第3項ただし書並びに附

則第2条及び第3条第1項を除く。)」を加え、同項ただし書中「第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第二種事業（次項において「法判定前第二種事業」という。）」を「第2条第2項に規定する第一種事業」に改め、同条第3項中「前項」を「この項及び次項第1号」に改め、同項ただし書中「法対象事業及び法判定前第二種事業」を「法第2条第4項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第二種事業（次項において「法判定前第二種事業」という。）」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 この条例（前項ただし書を除く。）において「対象事業」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 第一種事業（法判定前第二種事業及び法第4条第3項第1号の措置がとられた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。）

(2) 第7条第2項第1号の措置がとられた特定地域における第二種事業（同条第3項及び第30条第2項において準用する第7条第2項第2号の措置がとられたものを除く。）

(3) 第2条第6項中「及び」を「、計画段階配慮事項についての検討、」に改め、同条に次の1項を加える。

8 この条例において「計画段階配慮事項」とは、事業に係る計画の立案の段階において、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項をいう。

(4) 第3条第1項中「事前配慮及び」を「事前配慮、計画段階配慮事項についての検討、」に改め、同条第2項及び第3項中「及び」を「、計画段階配慮事項についての検討、」に改める。

(5) 第4条第1項中「第一種事業及び」を「第一種事業又は」に改め、「による」の次に

「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

- (6) 第5条第1項中「による」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。
- (7) 第6条中「及び事業者」を「(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)(第6条の13第1項の計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う者を除く。)」に改める。
- (8) 第4章の章名中「準備書」を「方法書」に改め、同章第1節から第3節までの節名を削り、同章中第7条の前に次の1節及び節名を加える。

### 第1節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第6条の2 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第6条の3 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 第一種事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその他第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「事業実施想定区域等」という。)の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

の

(5) 第6条の1第3項の規定により配慮書の案について意見を求めた場合は、当該意見の概要

(6) 前号の意見についての第一種事業を実施しようとする者の見解

(7) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第一種事業を実施しようとするときは、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付)

第6条の4 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、市長に対し、当該配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書に係る要約書」という。）を送付しなければならない。

(配慮書についての公告及び縦覧等)

第6条の5 第一種事業を実施しようとする者は、前条の規定による送付を行った後、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該配慮書及び配慮書に係る要約書を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書説明会)

第6条の6 第一種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、事業実施想定区域等内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、当該事業実施想定区域等内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該事業実施想定区域等内以外の地域において開催することができる。

2 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書説明会を開催するときは、規則で定め

るところにより、開催の日時、場所その他規則で定める事項を配慮書説明会の開催を予定する日の2週間前までに公告するとともに、市長に対し、これらの事項を通知しなければならない。

- 3 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市長の意見を聴くものとする。
- 4 第一種事業を実施しようとする者は、その責めに帰することができない理由であつて規則で定めるものにより、配慮書説明会を開催することができない場合には、当該配慮書説明会を開催することを要しない。この場合において、第一種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、配慮書に係る要約書の提供その他の方法により、配慮書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

(配慮書についての意見の提出)

第6条の7 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第6条の5の公告の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、第1項に規定する期間を経過した後、速やかに、第一種事業を実施しようとする者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し(同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面)を送付するものとする。

(配慮書に係る見解書の送付)

第6条の8 第一種事業を実施しようとする者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、市長に対し、当該意見書についての第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類(以下「配慮書に係る見解書」という。)を送付しなければならない。

(配慮書に係る見解書についての告示及び縦覧)

第6条の9 市長は、配慮書に係る見解書の送付を受けたときは、当該配慮書に係る見解書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、当該配慮書に係る見解書を告示の日から起算して20日間縦覧に供しなければならない。

(配慮書についての市長の意見)

第6条の10 市長は、配慮書に係る見解書の送付を受けたとき(第6条の7第1項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面を事業者に送付したとき)は、規則で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、規則で定めるところにより、札幌市環境影響評価審議会の議を経るものとする。

3 第1項の場合において、市長は、第6条の7第1項の規定により述べられた意見及び配慮書に係る見解書に記載された第一種事業を実施しようとする者の見解に配慮するものとする。

4 市長は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面を公表するものとする。

(配慮書の案の作成及び送付等)

第6条の11 第一種事業を実施しようとする者は、第6条の2から前条までに規定する配慮書に係る手続の前に、技術指針で定めるところにより、配慮書の案を作成することができる。

2 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定により配慮書の案を作成したときは、市長に対し、当該配慮書の案を送付しなければならない。

3 第一種事業を実施しようとする者は、前項の規定による送付を行った後、環境の保全の見地から意見を求めるため、インターネットの利用その他の方法により、期間を定めて配慮書の案を公表することができる。

4 第一種事業を実施しようとする者は、事業実施想定区域等内において、配慮書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催することができる。

5 配慮書の案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第3項の公表の日から、公表期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、第一種事業を実施しようとする者に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。

(第一種事業の廃止等)

第6条の12 第一種事業を実施しようとする者は、第6条の5の規定による公告を行ってから第10条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に書面により届け出なければならない。

(1) 第一種事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第6条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が第一種事業又は特定地域における第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 法第4条第3項第1号の措置がとられたとき。

(4) 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、前項の規定による告示の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第6条の13 特定地域において第二種事業を実施しようとする者は、第二種事業に係

る計画の立案の段階において、第6条の2の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を、市長に書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知をした特定地域において第二種事業を実施しようとする者が行う計画段階配慮事項についての検討その他の手続については、第6条の2から前条までの規定を準用する。

(計画段階配慮事項の検討その他の手続の適用除外)

第6条の14 この節の規定は、法第2章第1節(第3条の7に規定する配慮書の案に係る部分を除く。)又は北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。)第2章第1節(第3条の11を除く。)の規定により、計画段階配慮事項の検討その他の手続を行う事業には、適用しない。

## 第2節 特定地域における第二種事業に係る判定

- (9) 第7条第1項中「(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」を削る。
- (10) 第49条中「第10章」を「第12章」に、「又は第2項の規定により」を「から第4項までの規定により計画段階配慮事項についての検討、」に改める。
- (11) 第50条第1項第2号中「方法書」を「配慮書、方法書」に改める。
- (12) 第52条中「市長は、」の次に「計画段階配慮事項についての検討における事業実施想定区域等及び」を加え、「認めるときは」の次に「、当該計画段階配慮事項についての検討」を加える。
- (13) 第53条第3項中「第66条第2項」を「第66条第1項ただし書により道条例が適用されるもの並びに同条第2項及び第3項」に改め、同項ただし書中「第5条」を「第3条の2」に改め、「規定による」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を、「(道

条例」の次に「第3条の12第1項第2号に該当し、同条第2項の規定によりその旨が告示されたもの（道条例第3条の13第2項の規定により道条例第2条第2項に規定する第一種事業を実施しようとする者とみなされる場合を含む。）及び」を加える。

(14) 第13章を第15章とし、第12章を第14章とする。

(15) 第44条第3項中「北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「道条例」という。）第23条第3項」を「道条例第23条第2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第2項を第8項とし、第1項を第7項とし、同項の前に次の6項を加える。

第6条の10第2項の規定は、法第3条の7第1項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第6条の10第2項中「前項の場合において、市長」とあるのは、「市長は、法第3条の7第1項の規定に基づいて第一種事業を実施しようとする者に意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

2 第6条の10第2項の規定は、道条例第3条の10第2項の規定により市長の意見を求められた場合に準用する。この場合において、第6条の10第2項中「前項の場合において、市長」とあるのは、「市長は、道条例第3条の10第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

3 第6条の10第2項の規定は、道条例第3条の11第7項の規定により第一種事業を実施しようとする者に対し環境の保全の見地からの意見を述べる場合に準用する。この場合において、第6条の10第2項中「前項の場合において、市長」とあるのは、「市長は、道条例第3条の11第7項の規定に基づいて第一種事業を実施しようとする者に対し環境の保全の見地からの意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

4 第14条第2項の規定は、法第10条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項の場合において、

市長」とあるのは、「市長は、法第10条第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

5 第14条第2項の規定は、道条例第10条第2項の規定により市長の意見を求められた場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項の場合において、市長」とあるのは、「市長は、道条例第10条第2項の規定に基づいて北海道知事に意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

6 第14条第2項の規定は、法第10条第4項の規定により市長が事業者に対し意見を述べる場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項の場合において、市長」とあるのは、「市長は、法第10条第4項の規定に基づいて事業者に意見を述べようとするとき」と読み替えるものとする。

(16) 第11章を第13章とする。

(17) 第43条第1項及び第2項を次のように改める。

第一種事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下この条において「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下この条において「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第6条の2から第6条の12までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第8条から第33条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、同法の規定により都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第6条の3第2項、第6条の12第1項第4号及び第3項、第8条第2項、第17条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

2 特定地域における第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第4章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第6条の13第2項の規定により準用される第6条の3第2項並びに第6条の12第1項第4号及び第3項の規定は、適用しない。

(18) 第43条第6項中「又は第2項」を「から第4項まで」に改め、「行う」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項中「若しくは第2項の規定による」を「から第4項までの規定による計画段階配慮事項についての検討、」に、「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「又は第2項」を「から第4項まで」に改め、「都市計画決定権者が」の次に「計画段階配慮事項についての検討、」を加え、「第7条」を「第6条の2」に改め、「第33条まで（」の次に「第6条の3第2項、第6条の12第1項第4号及び第3項、第8条第2項、第17条第2項並びに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「都市計画決定権者」の次に「（第4章第1節の規定による計画段階配慮事項の検討その他の手続を行った者を除く。）」を加え、「前2項」を「第2項」に改め、「又は対象事業」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 特定地域における第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第7条第1項の規定による届出は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

4 第二種事業（対象事業であるものに限る。以下この項において同じ。）が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第8条から第32条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業に係る事業者に代わるものとして、当該第二種事業又は第二種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第8条第2項、第17条第2項並びに第31条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

(19) 第10章を第12章とする。

(20) 第40条を次のように改める。

（事後調査報告書についての公告及び縦覧等）

第40条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該事後調査報告書を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(21) 第41条第1項中「告示」を「公告」に、「同条の」を「同条に規定する」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（事後調査報告書に係る見解書の送付）

第41条の2 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、市長に対し、同条第1項の規定により述べられた意見について事業者の見解を記載した書類（以下「事後調査報告書に係る見解書」という。）を送付しなければならない。

(事後調査報告書に係る見解書についての告示及び縦覧)

第41条の3 市長は、事後調査報告書に係る見解書の送付を受けたときは、当該事後調査報告書に係る見解書が作成された旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定めるところにより、当該事後調査報告書に係る見解書を告示の日から起算して20日間縦覧に供しなければならない。

(事後調査報告書についての市長の意見)

第41条の4 市長は、事後調査報告書に係る見解書の送付を受けたとき(第41条第1項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面を事業者に送付したとき)は、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、市長は、規則で定めるところにより、札幌市環境影響評価審議会の議を経るものとする。

3 第1項の場合において、市長は、第41条第1項の規定により述べられた意見及び事後調査報告書に係る見解書に記載された事業者の見解に配意するものとする。

4 市長は、第1項の意見を述べたときは、当該意見を記載した書面を公表するものとする。

(22) 第9章を第11章とする。

(23) 第32条第1項中「又は第29条第1項」を「、第29条又は第30条第1項」に改める。

(24) 第8章を第10章とする。

(25) 第29条の見出し中「場合の」の次に「第一種事業に係る」を加え、同条中「対象事業」を「第一種事業」に、「第8条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続」を「次に掲げる手続(当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、当該修正前の事業について実施した手続を除く。)」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 第6条の2から第6条の10まで及び第6条の12の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続

(2) 第8条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続（当該修正後の事業が法対象事業となる場合を除く。）

(26) 第30条の見出し中「判定」を「判定等」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、修正後の事業について、同項の届出を行わなかった場合又は同項の届出に基づき前項の規定により準用する第7条第2項第1号の措置がとられた場合は、第8条から第28条までの規定による環境影響評価その他の手続（第1項に規定する第8条第1項第2号に掲げる事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、当該修正前の事業について実施した手続を除く。）を経なければならない。

(27) 第31条第1項第2号中「第一種事業又は特定地域における第二種事業のいずれにも該当しないこととなった」を「、次のア又はイのいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 第一種事業又は特定地域における第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

イ 法第4条第3号第1号の措置がとられたとき。

(28) 第7章を第9章とする。

(29) 第26条第1項第2号中「及び次条から第28条まで」を「並びに次条及び第28条」に改める。

(30) 第28条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

(31) 第 6 章を第 8 章とする。

(32) 第 19 条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「準備書に係る環境影響評価」を「当該準備書に係る環境影響評価」に、「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

(33) 第 20 条の見出しを「(準備書説明会)」に改め、同条第 1 項中「前条の」を「前条に規定する」に、「説明会」を「準備書説明会」に改め、同項ただし書中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 第 6 条の 6 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前条」とあるのは、「第 19 条」と読み替えるものとする。

(34) 第 20 条第 3 項及び第 4 項を削る。

(35) 第 5 章を第 7 章とする。

(36) 第 7 条の次に次の章名を付する。

#### 第 5 章 方法書

(37) 第 8 条第 1 項中「事業者は」の次に「、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第 6 条の 7 第 1 項の規定により述べられた意見に配慮し、及び第 6 条の 10 第 1 項の規定による市長の意見を勘案して、第 6 条の 2 の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し」を、「次に掲げる事項」の次に「(配慮書を作成していない場合においては、第 4 号から第 8 号までに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第 4 号を同項第 9 号とし、同項第 3 号の次に次の 5 号を加える。

(4) 第 6 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる事項

(5) 第 6 条の 7 第 1 項の意見の概要

(6) 第 6 条の 10 第 1 項の市長の意見

(7) 前 2 号の意見についての事業者の見解

(8) 第6条の2の事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における計画段階配慮事項についての検討の経緯及びその内容

(38) 第8条第1項に次の1号を加える。

(10) その他規則で定める事項

(39) 第9条中「これ」を「当該方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書に係る要約書」という。）」に改める。

(40) 第10条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「当該方法書」の次に「及び方法書に係る要約書」を加え、「供しなければならない」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(方法書説明会)

第10条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第6条の6第2項から第4項までの規定は、前項の規定により事業者が方法書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前条」とあるのは、「第10条」と読み替えるものとする。

(41) 第11条第1項中「前条」を「第10条」に改める。

(42) 第14条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、市長は、規則で定めるところにより、札幌市環境影響評価審議会の議を経るものとする。

(43) 第14条の次に次の章名を付する。

## 第6章 環境影響評価の実施等

(44) 第15条第1項中「第8条第1項第4号」を「第8条第1項第9号」に改める。

(45) 附則第2条及び第3条第1項中「第一種事業」を「第2条第4項第1号の第一種事業」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の第10条に規定する方法書の公告をした事業については、改正後の札幌市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第6条の2から第6条の12まで、第29条及び第30条の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 新条例第9条から第10条の2まで及び第14条第2項、第19条、第28条並びに第40条から第41条の4までの規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書について適用し、施行日前に行った公告及び縦覧に係る方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書については、なお従前の例による。

(理 由)

環境影響評価法の改正等を踏まえ、新たに事業計画の立案の段階において環境に配慮すべき事項の検討手続を定める等、本市の環境影響評価に係る手続の充実を図るため、本案を提出する。

本書に関するお問い合わせ先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課（環境共生推進担当）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2879 FAX 011-218-5108

市政等資料番号

01-G02-13-732